

第 17 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 10 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 306 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 42 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠 席		9	町 田 実	出○席 欠 席	
	2	島 田 勇	出○席 欠 席		10	藤 間 光 治	出○席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠 席		11	中 村 賢 一	出○席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠 席		12	新 井 健 一	出○席 欠 席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠 席		13	太 田 浩	出○席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠 席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠 席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠 席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出席 欠○席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、藤間委員、中村委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、5件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、群馬県館林市〇〇〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、南河原〇〇〇〇番地〇号 〇〇〇〇さんが所有する酒巻字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、1, 497㎡ 外6筆、計7, 707㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。酒巻導水路を挟んで東西に位置する酒巻地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、犬塚〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、犬塚〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが所有する犬塚字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、821㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。色の付いていない斜線部分で、県道上中条斎条線の北に位置する犬塚地内のご覧の農地でございます。</p> <p>なお、現在の経営面積が27アールであり、今回取得する8アールを足しても35アールと許可要件の50アールになりませんが、進行番号3の〇〇〇〇さんと同一住居、同一生計の夫婦であることから、〇〇さんが交換し、取得する農地3, 821㎡も世帯での経営面積となり、合計すると73アールになることから許可要件を満たすものでございます。</p> <p>次に、進行番号3と4は、お互いの田と畑を交換するものでございます。進行番号3は犬塚〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、犬塚〇〇〇番地 〇〇〇〇さんの所有する犬塚字〇〇〇〇〇番、地目：畑、1, 107㎡ 外5筆、計3, 821㎡について、果樹栽培などの新たな事業により経営の拡大を図るために畑を取得し、進</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>中村委員 事務局次長</p> <p>中村委員 事務局次長</p> <p>中村委員 事務局次長</p> <p>議長</p> <p>宮崎委員</p> <p>事務局次長</p>	<p>行番号4は、〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの所有する犬塚字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、2，100㎡ 外3筆、計5，945㎡について、米作を主とする経営の合理化を図れることから、それぞれ交換により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。ピンク色に塗られた部分が進行番号3、黄色に塗られた部分が進行番号4でございます。全て県道上中条斎条線の北に位置する犬塚地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号5でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する荒木字〇〇〇〇〇〇〇番、地目：田、3，152㎡ 外2筆、計10，603㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。武蔵水路の東に位置する荒木地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号1番ですが、ここにはハウスがあったと思いますが、ここでは何を作るのですか。</p> <p>水耕栽培でサンチュなどを作るとのことです。</p> <p>水田のほうは何を作るのですか。</p> <p>こちらはお米を作る予定です。</p> <p>館林市から通うのですか。または拠点をごどこかに設けているのですか。</p> <p>館林市から通いますが、ハウスの所が拠点になるのではと思います。</p> <p>他にございますか。</p> <p>進行番号3と4で今回交換ということですが、理由のところでは面積の減少しているほうが経営の拡大、面積の増加しているほうが経営の合理化となっておりますが、なぜなのか説明をお願いします。</p> <p>進行番号3につきましては、今回交換する土地は所有者自身耕作しておらず、貸していた土地になります。</p> <p>今回新規事業として果樹栽培をすることから経営の拡大としております。また、進行番号4につきましては、現在、米作を中心に農業経営をしておりますが、手間のかかっていた畑作を無くし、米作に集中できることから経営の合理化としております。</p>
--	--	--

<p>『議案第2号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	議長	<p>他にございますか。 (なし)</p>
	議長	<p>他にご意見、ご質問が無いようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p>
	事務局次長	<p>事務局より説明をいたさせます。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページ下段をお願いいたします。議案第2号は13件となっております。 進行番号1でございますが、小針〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、202㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、実家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。龍泉寺の西に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、350.68㎡になる予定でございます。 次のページをお願いいたします。 次に進行番号2でございますが、鴻巣市〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、父親である野〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、323㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。国道17号バイパスの東に位置する野地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は雑種地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、340.25㎡になる予定でございます。

次に進行番号3でございますが、鴻巣市〇〇〇〇〇番〇号〇〇〇号〇棟 〇〇〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する前谷字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、303㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。上越新幹線高架の北に位置する前谷地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号4でございますが、向町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、駒形1丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する駒形2丁目〇〇〇〇番〇、地目：田、468㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、実家で家族と共に生活しておりますが、将来を見据えて独立することを考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。南大通りの南に位置する駒形2丁目地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、鴻巣市〇〇〇〇〇〇番〇号〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが所有する荒木字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、430㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の生活設計を考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の南に位置する荒木地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、さいたま市見沼区

〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、450㎡ 外2筆、計551㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、将来を考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号7でございますが、桜町3丁目〇番〇〇号〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、小見〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、264㎡ 外1筆、計412㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから将来を考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。行田県土整備事務所の西に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号8でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 有限会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、856㎡について、賃貸借により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、埼玉地内で精肉店を営んでおりますが、店舗前の駐車スペースが狭く、道路にはみ出してしまう状況であり、店舗前に置ききれない車両は申請者の自宅に置いている状態です。このため、従業員が申請者の自宅に通ってから、配送車に乗り換えて店舗に向かうなど非常に作業効率が悪く、以前から何とかしなければと考えておりました。また、時間帯によってはお客様の駐車場が足りなくなることもあることから、店舗付近に駐車場を設けたいと考えていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次の進行番号9と10は、大阪府大阪市中央区〇〇〇〇〇〇〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代

表取締役 ○○○○さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号9は、野○○○○番地 ○○○さんが所有する野字○○○○○○番〇、地目：畑、949㎡を、進行番号10は、荒木○○○○番地〇 ○○○○○さんが所有する荒木字○○○○○○番〇、地目：田、1,024㎡を、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしようとするものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画ですが、進行番号9は太陽光パネルを計336枚設置し、発電容量は低圧の49.5kwを2箇所接続、年間発電量が19万6,585kwhとなっております。

ここで先月も低圧分割の話がありましたので、説明させていただきます。

太陽光発電というと、これまでは固定価格買取制度、通称FIT法というものですが、そちらが主でしたが、最近はこれによらない非FITというものが増えてきております。今回の申請もこの非FITというものです。FIT法と非FITの違いですが、まずFIT法だと、国の認定が必要ということ、国が定める価格で電気事業者が一定期間買い取ることを義務付けているということ、また、最近重要視されているのが環境価値ですが、電気の環境価値は負担があるからこそ生まれるという考えにより、FIT法では再エネ賦課金という形ですでに環境価値への対価が支払われているという理由で再生可能エネルギー100%の電気としては認められておりません。逆に非FITの場合は国の認定が必要なく、電力を買い取らなくてはならない義務がないということです。それと環境価値ですが、発電所に付与されることから電力供給先にも付与されるということで100%再生可能エネルギーとして認められるということです。なぜ、その環境価値が重要かということですが、脱炭素化の流れの中で国内外の主要な企業が、事業活動で使用するすべてのエネルギーを再生可能エネルギーによって調達することを目標とする国際的イニシアチブ「RE100」に加盟し、積極的に再生可能エネルギーの導入を推進している状況で、非FITの需要が高まっております。

分割の話に戻りますが、FIT法の場合は分割禁止となっておりますが、非FITの場合は国の認定が必要ないので規制がされておられません。このことから進行番号9の場合、低圧の49.5kwを2箇所接続というのも出来てしまうということになります。

ご不明の点があれば、また後で質問していただければということで、先へ進めさせていただきます。

進行番号10は太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万1,272kwhとなっております。

また、それぞれ発電設備等を整備し、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、2箇所とも実現可能性があり、また、申

	<p>請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。こちらは進行番号9で野地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地及び山林であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、2,925.91㎡になる予定でございます。次に13ページをご覧ください。こちらが進行番号10で県道佐野行田線の東に位置する荒木地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次の進行番号11から13は、東京都千代田区〇〇〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇〇〇さんが、送電線路建替工事用地として一時転用をしたいとして申請があったものございます。</p> <p>進行番号11は、持田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外1名が所有する持田字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、660㎡ 外1筆、計751㎡を転用期間4ヶ月間、進行番号12は、持田〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、1,011㎡の内、724㎡と外2筆、計1,121㎡を転用期間1年間、進行番号13は、城西3丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、480㎡ 外1筆、計492㎡を転用期間8ヶ月間で、3箇所全て賃貸借により工事用地として一時転用しようとするものでございます。</p> <p>申請人は電気事業を営んでおりますが、持田地内から下忍地内を通っている特別高圧架空送電線路「行田線」が建設されてから50年以上が経過し、設備の老朽化が目立つことから、今回鉄塔の建替工事を計画したところ、作業スペースや大型車両の転回場などが必要となることから、申請地を一時借り受けて利用しようとするものでございます。転用期間は、工事期間中の一時的な使用であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては位置図の14ページをご覧ください。進行番号11がピンク色にぬられた部分、進行番号12が着色のない斜線部分、進行番号13が黄色に塗られた部分で、3箇所とも国道17号バイパスの下り線沿いに位置する持田地内の集落内農地でございます。なお、今回の3箇所は建替工事計画中、前期工事に位置付けられており、こちらの工事が終わり次第、今度は後期工事として下忍地内の建替工事をする予定でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る10月20日、現地調査をしていただいておりますので、國島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る10月20日、私と島田委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしく</p>
--	---

『議案第 3 号』 農用地利用集積計画 について	議長	お願いいたします。
	中村委員	事務局から議案第 2 号についての説明及び國島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	事務局次長	太陽光発電の件ですが、50キロワットというのが低圧と高圧の境で、50キロワット以上だと管理者を置いて管理するという国の規定がありますが、49.5キロワットは露骨な感じがします。非FITというのは私も十分理解していませんが、地域の人にとってはきちんと管理してもらったほうがいいわけです。事業者にとっては都合がいいのかもしれませんが、地域住民にとってはどうなのかと思います。今後、太陽光がきちんと管理されずに様々な害があった場合に国にも訴えることができないというようになってしまわないか心配です。
	宮崎委員	現状では規制している方策はありません。許可の可否については農地転用の許可基準でしか判断するしかなく、現在のところは国の動向を見守るしかないというところになってしまおうと思います。
	事務局次長	国の方ではカーボンニュートラルを推し進めるということで規制が緩くなっていくのではないですか。場所については、荒廃農地であれば農用地でもできるというような話もありますが、設備についてはそんなに緩くはならないのかなと思います。
	中村委員	進行番号9と10は賛成できないので、この2つは別にして採決をお願いします。
	議長	ただいま中村委員から進行番号9と10は別でお願いしたいとの意見がございましたので、進行番号1から9と10を除いた13までで原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。次に進行番号9と10について、原案のとおり承認に賛成の議員は挙手を願います。
	議長	(挙手多数) 挙手多数と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。
	議長	次に、『議案第3号』農町地利用集積計画について、を議題といたします。なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、藤間委員、中村委員、門倉推進委員、茂木推進委員には、一時退席をお願いいたします。
事務局次長	(関係委員一時退席) 事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。 議案書の3ページをお願いいたします。 本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされ	

	議長	<p>ておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>今回の利用権設定は11月15日を開始日とするもので、委員の皆様にご利用集積活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。</p> <p>個々の案件につきましては、別紙の「議案第3号 農用地利用集積計画について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、最後のページ、11ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明させていただきます。</p> <p>まず、申し出のあった総件数及び面積でございますが、一番右下のところをご覧ください。件数97件、面積の合計は、26万6,125㎡となっております。</p> <p>次に、設定期間ごとにご説明いたします。</p> <p>はじめに、1. 期間設定が1年から4年の短期設定につきましては、賃貸借が、新規7件、面積18,488㎡、再設定6件、面積2万2,974㎡、計13件、4万1,462㎡でございます。</p> <p>使用貸借は、新規1件、面積938㎡、再設定4件、面積4,036㎡、計5件、面積4,974㎡でございます。</p> <p>次の2. 期間設定が5年から8年までの中期設定につきましては、賃貸借が、新規14件、面積3万2,473㎡、再設定20件、面積6万8,213㎡、計34件、10万686㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規10件、面積27,333㎡、再設定5件、面積5,149㎡、計15件、32,484㎡でございます。</p> <p>最後に、3. 期間設定が9年以上の長期設定につきましては、賃貸借が、新規6件、面積1万1,098㎡、再設定6件、面積2万5,856㎡、計12件、3万6,954㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規11件、面積3万2,686㎡、再設定7件、面積1万6,881㎡、計18件、4万9,567㎡でございます。</p> <p>全体内容としては、4. 合計、新規49件、面積12万3,016㎡、再設定48件、面積14万3,109㎡となっております。</p> <p>以上で、議案第3号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明がございました。ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を</p>
--	----	--

報告事項	議長	<p>願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。退席した委員の入室を求めます。</p> <p>(関係委員入室)</p> <p>議長 退席した委員に申し上げます。議案第3号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>主任 議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、3件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。24件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>議長 事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県農林水産業振興基本計画の概要版の配布について(計画本編、説明が県HPに掲載) ・埼玉県収入保険推進協議会からの農業経営収入保険制度の紹介案内について(1月総会時実施) <p>以上でその他を終了します。</p>
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第17回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:42)</p>

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....